

約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款	備 考
<p>第 5 条 (口座の開設及び取引の適格要件) 2 項 (10)</p>	<p>金融商品取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。</p>	<p>金融先物取引法に規定される外務員登録を受けていないこと。</p>	
<p>第 19 条 (免責事項)</p>	<p>2. システムの故障その他弊社の故意又は重大な過失に基づかない原因により取引レートの誤表示 (弊社の Web サイトに表示される高値若しくは安値の表示 [又は円評価に関するレート]の誤表示を含みます。)が発生した場合には、弊社は、当該レートに基づく一切の取引 [又は円評価等]を取り消すことができるものとします。</p> <p>3. システムの故障その他の事由により本システムに障害が発生した場合、弊社は、取引画面での表示その他の方法により、お客様に対して注意事項等の通知又</p>	<p>(新規追加)</p>	

	<p>は公表を行うことがあります。お客様は、これらの弊社による通知・公表に十分に留意した上で、本取引を行うものとします。</p>		
--	--	--	--